

令和5年11月

かずさ水道広域連合企業団議会
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和5年11月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招集年月日 令和5年11月7日
○招集の場所 かずさ水道広域連合企業団議場
○開会の日時 令和5年11月7日 午後1時30分
○閉会の日時 令和5年11月7日 午後3時09分
○出席議員

1番	根本 駿 輔 君	2番	山口 進 君
3番	榎本 雅 司 君	4番	諸岡 賛 陸 君
5番	佐久間 勇 君	6番	高橋 健 治 君
7番	石上 壘 君	8番	高橋 明 君
9番	神蔵 五 月 君	10番	座親 政 彦 君
11番	近藤 忍 君	12番	斉藤 高 根 君
13番	江野澤 吉 克 君		

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺 芳 邦 君	副広域連合企業長	高橋 恭 市 君
事務局 長	鈴木 茂 之 君	技 師 長	片岡 博 幸 君
総務課 長	鈴木 光 教 君	企画財政課長	佐野 礼 征 君
経理課 長	田嶋 敏 之 君	参事（業務課長）	花澤 吉 敬 君
計画課 長	正畑 克 敏 君	工務課 長	中村 忠 男 君
施設管理課長	鈴木 良 彦 君	用水供給課長	齊藤 新 一 君
計画課副技監	鮎川 正 弘 君	計画課副課長	一色 崇 史 君
用水供給課副課長	松井 紀 裕 君	用水供給課副課長	加藤 正 志 君
工務課副技監	鴫田 勝 君	工務課副課長	林 豊 君
施設管理課副課長	開田 智 彦 君	総務課人事給与班長	勝山 俊 彦 君
企画財政課企画財政班長	鶴岡 公 徳 君	業務課業務班長	増田 政 弘 君
監査委員	露崎 善 男 君		

○出席事務局職員

議会事務局 長	綱島 利 明	書	記	佐藤 唯一郎
書 記	進藤 卓 也	書	記	寺本 有 也

○議事日程

日程第 1	議席の指定
日程第 2	副議長の選挙
日程第 3	会期の決定
日程第 4	会議録署名議員の指名

- 日程第 5 議案の上程
- 議案第 1 号 令和 5 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算
(第 1 号)
- 議案第 2 号 かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 3 号 かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条
例の制定について
- 議案第 4 号 かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分
について
- 議案第 5 号 令和 4 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定
について
- 報告第 1 号 令和 4 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越
計算書について
- 報告第 2 号 令和 4 年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基
づく資金不足比率について
- 日程第 6 広域連合企業長の提案理由説明
- 日程第 7 議案等審議
- 日程第 8 追加議案の上程・審議
- 議案第 6 号 監査委員の選任について

○議事日程に付した事件 議事日程のとおり

~~~~~

## 開 会

(令和 5 年 11 月 7 日 午後 1 時 30 分)

**議長(榎本雅司君)** 皆さん、こんにちは。これより令和 5 年 11 月かずさ水道広域連合企業団議  
会定例会を開会をいたします。本日の出席議員は 13 名ですので、定足数に達しております。

議事日程について申し上げます。これからの議事は、皆様のお手元に配付しております日  
程表に基づいて、進行させていただきます。

なお、本会議での発言は感染症対策のため、すべて着座をお願いをいたします。

また、議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合企業長、副広域連  
合企業長及び事務局長ほか事務局職員の出席を求めましたので、御了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、議席表をお手元に配付してございますので、御参  
照ください。

.....

## 諸 般 の 報 告

**議長(榎本雅司君)** 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

石上壘君、小倉靖幸君、橋本礼子君には、任期満了により9月27日に議員を退任され、後任の議員に君津市議会から高橋健治君、石上壘君、高橋明君が、竹内伸江君、座親政彦君、近藤忍君、斉藤高根君には、任期満了により4月30日に議員を退任され、後任の議員に木更津市議会から神蔵五月君、座親政彦君、近藤忍君、斉藤高根君が、森岳君には、任期満了により4月29日に議員を退任され、後任の議員に千葉県議会から江野澤吉克君が、かずさ水道広域連合企業団規約第9条第3項の規定により就任されました。

ここで、このたび就任されました議員の皆さまを御紹介をいたします。御起立の上、紹介されました議員は黙礼をお願いいたします。

**議長(榎本雅司君)** 高橋健治君。

**議員(高橋健治君)** (黙礼)

**議長(榎本雅司君)** 石上壘君。

**議員(石上壘君)** (黙礼)

**議長(榎本雅司君)** 高橋明君。

**議員(高橋明君)** (黙礼)

**議長(榎本雅司君)** 神蔵五月君。

**議員(神蔵五月君)** (黙礼)

**議長(榎本雅司君)** 座親政彦君。

**議員(座親政彦君)** (黙礼)

**議長(榎本雅司君)** 近藤忍君。

**議員(近藤忍君)** (黙礼)

**議長(榎本雅司君)** 斉藤高根君。

**議員(斉藤高根君)** (黙礼)

**議長(榎本雅司君)** 江野澤吉克君。

**議員(江野澤吉克君)** (黙礼)

**議長(榎本雅司君)** 次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に写しを配布しておきましたので御了承願います。諸般の報告は以上であります。

.....

## 議 席 の 指 定

**議長(榎本雅司君)** これより日程に入ります。日程第1、議席の指定を行います。

議席は、ただ今、着席の氏名標のとおり指定いたします。

.....

## 副 議 長 の 選 挙

**議長(榎本雅司君)** 日程第2、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(榎本雅司君)** 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決定をいたしました。

**議長(榎本雅司君)** 副議長の推選について意見を求めます。

**議員(斉藤高根君)** 議長。

**議長(榎本雅司君)** 斉藤高根議員。

**議員(斉藤高根君)** 副議長につきましては、佐久間勇議員を推選いたします。

**議長(榎本雅司君)** ただ今、斉藤高根君から佐久間勇君に、副議長の推選がありました。

お諮りいたします。

佐久間勇君を副議長の当選人と決定することに御異議はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(榎本雅司君)** 御異議ないものと認めます。ただ今、推選のありました佐久間勇君が副議長に当選いたしましたので、告知をいたします。

それでは、副議長に当選されました佐久間勇議員のごあいさつをお願いいたします。

**副議長(佐久間勇君)** ただ今、皆様の御推挙をいただきまして、かずさ水道広域連合企業団の副議長の要職を担う事になりました。これよりは、議長を助け議会の円滑な運営を図るために努力させていただきたいと思っております。皆さまの、御各段の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

**議長(榎本雅司君)** それでは、ここで暫時休憩をいたします。

(2分後、再開)

**副議長(佐久間勇君)** 休憩を取り消します。

先ほど、榎本議長より議長辞職願が提出されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により副議長である私が職務を行います。よろしくをお願いいたします。

**副議長(佐久間勇君)** それでは、お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**副議長(佐久間勇君)** 異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 議 長 辞 職 の 件

**副議長(佐久間勇君)** 議長辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を朗読いたさせます。

(議会事務局長 辞職願の朗読)

**副議長(佐久間勇君)** お諮りいたします。

榎本雅司議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**副議長(佐久間勇君)** 異議なしと認めます。

よって、榎本雅司議長の辞職を許可することに決定いたしました。

**副議長(佐久間勇君)** 榎本雅司議員の入場を認めます。

(榎本雅司議員 入場)

**副議長(佐久間勇君)** 榎本雅司議員より、あいさついたしましたとの申し出がありますので、これを許可いたします。

**議員(榎本雅司君)** 榎本でございます。このような機会を頂戴いただきまして、誠にありがとうございます。私、令和5年2月議会より、およそ9か月の間、議員の皆様、そして執行部の皆様の御協力のおかげで、かずさ水道広域連合企業団の議長の要職を全うすることができました。誠にありがとうございました。

今度は、一議員といたしまして、水道事業発展のため頑張っております。よろしく願いいたします。誠にありがとうございました。

**副議長(佐久間勇君)** ありがとうございました。それでは、お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**副議長(佐久間勇君)** 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 議 長 の 選 挙

**副議長(佐久間勇君)** お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

**副議長(佐久間勇君)** 異議ないものと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選に決定いたしました。

**副議長(佐久間勇君)** 議長の推選について意見を求めます。

**議員(榎本雅司君)** 議長。

**副議長(佐久間勇君)** 榎本雅司議員。

**議員(榎本雅司君)** 議長につきましては、斉藤高根議員を推選をいたします。

**副議長(佐久間勇君)** ただ今、榎本雅司君から斉藤高根君に議長の推選がありました。

お諮りいたします。

斉藤高根君を議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**副議長(佐久間勇君)** 異議ないものと認めます。

ただ今、推選のありました斉藤高根君が議長に当選いたしましたので、告知いたします。

それでは、議長に当選されました斉藤高根議長のごあいさつをお願いいたします。

**議長(斉藤高根君)** 自席からごあいさつを申し上げます。ただ今、皆様方の御推挙により、かずさ水道広域連合企業団の議長の要職を担うことになりました。

これよりは、副議長とともに議会の円滑な運営を図るため、努力させていただきたいと思えます。また、4市の議員の皆様、そして市民とともに理解を深めながら水道事業を進めたいと考えております。どうかよろしくお祈りを申し上げます。

**副議長(佐久間勇君)** 以上をもちまして、私の職務を終わります。御協力ありがとうございます。

斉藤議長、議長席へお願いします。交代のため、暫時休憩といたします。

(1分後、再開)

.....

## 会 期 の 決 定

**議長(斉藤高根君)** 休憩を取り消し、会議を再開をいたします。

それでは、日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日限りとするに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたします。

.....

## 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

**議長(斉藤高根君)** 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第97条の規定により、議長において指名をいたします。

会議録署名議員に議席番号2番山口進君、議席番号7番石上墨君を指名いたします。

.....

## 広域連合企業長あいさつ

**議長(斉藤高根君)** 次に、広域連合企業長から招集のごあいさつがあります。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** 皆さん、こんにちは。本日、ここにかずさ水道広域連合企業団令和5年11月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

当企業団が事業を開始してから4年7か月が経過し、昨年度定めた基本理念であります「安心できる かずさの水を 次世代へ」を実現するために、日々老朽設備の解消等に取り組んでまいりました。一方、人口減少や節水機器の普及による料金収入の減少、台風や大規模断水への対応、国際情勢や社会経済の変化等による物価高騰など、統合時には想定できなかった課題などにも直面してきました。このような中、将来にわたって住民の皆さまに安心安全な水道水を供給していくため、来年4月からの水道料金改定等の議案を提出しておりますので、議員の皆様方におかれましては、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日、提案いたします案件は、議案が5件、報告が2件、合わせまして7件となります。詳細は、後程説明いたしますが、十分なる御審議をいただきますようお願い申し上げ、招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

.....

## 議案の上程

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございます。

次に日程第5、議案の上程を行います。議案第1号から議案第5号、及び報告第1号から報告第2号までを一括上程いたします。議案はお手元に配付をいたしたとおりであります。

.....

## 広域連合企業長の提案理由説明

**議長(斉藤高根君)** 日程第6、広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 渡辺広域連合企業長。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** それでは、本日提案いたします議案等の概要につきまして、御説明申し上げます。

今議会に提出いたしました議案は5件でございます。議案第1号「令和5年度水道事業会計補正予算(第1号)」でございますが、各市域の管工事の債務負担行為を追加しようとするものでございます。

続きまして、議案第2号「かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、子育てしやすい職場環境

づくりを一層推進するため、「子育て部分休暇制度」を新設しようとするものでございます。

続きまして、議案第3号「かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」でございますが、君津市の区域、富津市の区域及び袖ヶ浦市の区域において水道料金の改定を行うため、給水条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第4号は「未処分利益剰余金の処分について」、議案第5号は「水道事業会計決算の認定について」、議会の議決を得ようとするものでございます。

また、2件の報告がございます。報告第1号は「令和4年度水道事業会計予算繰越計算書について」、報告第2号は「令和4年度決算に基づく資金不足比率について」でございます。

以上が、本日の議案等の概要でございます。詳細につきましては、事務担当者が説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

.....

## 議 案 等 審 議

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございます。続いて日程第7、議案等審議を行います。

議案第1号を議題と供します。事務局長により補足説明を求めます。

**事務局長(鈴木茂之君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木事務局長。

**事務局長(鈴木茂之君)** それでは、議案第1号「令和5年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算(第1号)」について説明させていただきます。

資料インデックス、議案第1号1ページをお開きください。

表に記載の配水管工事に係る経費について、工事の契約時期を早めて施工時期の平準化を図るため、新たに債務負担を設定しようとするものでございます。

なお、水道用水供給事業に対する補正予算はございません。

以下、補正予算の内容を補足する資料といたしまして、「補正予算に関する説明書」を添付してございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございます。補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** 質疑はないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第1号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長(斉藤高根君)** 続きまして、議案第2号を議題といたします。事務局長より補足説明を求め

ます。

**事務局長(鈴木茂之君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木事務局長。

**事務局長(鈴木茂之君)** はい。それでは、議案第2号「かずさ水道広域連合企業団企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきまして、御説明させていただきます。

インデックス「議案第2号」の9ページをお開きください。

本条例改正の理由といたしましては、現行の育児部分休業制度は、小学校就学前までの子供を対象としているところでございますが、子育てしやすい職場環境づくりを一層推進するため、小学校3年生までの子を対象とした「子育て部分休暇制度」を新設するものとし、関係条例の改正を議案としてお諮りするものでございます。

具体的には、条例第21条第2項の休暇取得時の「給与の減額」についての規定に「子育て部分休暇」を追加するものであります。

説明は以上でございます。

**議長(斉藤高根君)** 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第2号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長(斉藤高根君)** 続いて、議案第3号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

**事務局長(鈴木茂之君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木事務局長。

**事務局長(鈴木茂之君)** はい。それでは、議案第3号「かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」、御説明させていただきます。

インデックスの「議案第3号」をお開きください。

これは「かずさ水道広域連合企業団水道事業給水条例」の改め文でございます。君津市域は平均改定率16.00パーセント、富津市域は平均改定率13.07パーセント、袖ケ浦市域は平均改定率9.84パーセントで令和6年4月1日から水道料金を改定しようとするものでございます。

なお、施行日前後で異なる料金体系となるため、施行日前後の料金計算につきましては、日割りによる按分計算としております。また、インデックスの「議案参考資料」2ページから4ページには、条例の新旧対照表を添付しております。

それでは、内容について御説明させていただきます。

インデックスの「議案第3号資料」をお開きください。A3版の資料になっております。資料の1ページ「事業の概要」から説明させていただきます。御覧ください。

当企業団は、木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市及び君津広域水道企業団により、かずさ

4市の水道事業の効率化を図るため、平成31年1月に総務大臣から設置許可を、同年3月厚生労働大臣から事業認可を受け、同年4月1日から水道事業及び水道用水供給事業を開始し、5年目を迎えております。

現在、統合前の水道事業が直面していた「安定給水の危機」「技術継承の危機」「経営の危機」の3つの課題を解消するため、統合の契機となった「君津地域水道事業統合広域化基本計画」に基づき、国の統合広域化交付金や構成団体からの出資金を活用し、漏水の原因となる老朽管の更新や配水区域の再編による施設の統廃合などの事業を進めているところであります。こうした中、物価高騰や少子高齢化に伴う人口減少、地球温暖化によって多発化、甚大化する自然災害の脅威など、水道を取り巻く環境はより一層厳しさを増している状況であります。

当企業団においても、令和元年9月に千葉県内に甚大な被害をもたらした房総半島台風による大規模停電、この際には約4万9,000世帯のお客様に対して、最大17日間、停電、断水ということがございました。併せて令和2年12月末に発生した富津市の送水管の漏水事故、この際は、年末年始を挟みまして、約4,900世帯のお客様に6日間、長期間の断水を生じたところであります。今年に入ってから、5月には、木更津市内で震度5強の地震が発生いたしました。9月には、外房を中心に台風で被害があったところでございます。

こうした中、これからも大規模な地震などによる自然災害の発生が想定されるなか、当企業団の基本理念である「安心できる かずさの水を 次世代へ」の実現へ向け、危機管理体制の更なる強化に取り組み、安心安全な水道水を継続的に提供できるよう事業に取り組んでまいり所存であります。

一方、水道料金の適正化についてでございます。水道事業は、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とし、「常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならない」という基本原則がございます。また、経営は「独立採算制の原則」、水道料金は「受益者負担の原則」がそれぞれ掲げられており、「料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保するものでなければならない」とされております。

こうした中での料金改定の必要性について、御説明をさせていただきます。

かずさ水道の現行の水道料金につきましては、木更津市域においては平成16年7月に平均改定率13.37パーセント、君津市域においては平成28年4月に平均改定率16.62パーセント、富津市域においては平成31年2月に平均改定率10.74パーセント、袖ケ浦市域では平成31年2月に平均改定率9.94パーセントの料金改定を実施し、現在に至っております。

当企業団では、今回、平成31年3月に作成した「かずさ水道広域連合企業団広域計画」に基づき、水道料金の検討における7点の条件をもとに、水道料金の算定期間である令和6年度から10年度までの収支見通しを算出いたしました。その結果、現在の料金体系では、君津市域、富津市域、袖ケ浦市域の3市域において令和6年度以降損益収支が赤字となり、繰越留保資金が広域計画における基準を下回ることから、安定的な水道事業を経営するため、令和6年4月に料金改定を実施することが避けられない状況となっております。ここで必要な改定率は、君津市域で23.10パーセント、富津市域で26.15パーセント、袖ケ浦市域で11.01パーセントです。

しかしながら、3市では市民生活に与える影響を配慮し、一般会計から営業助成補助金を支出することを検討していただきました。その結果として、平均改定率を君津市域で16.00

パーセント、富津市域で13.07パーセント、袖ヶ浦市域で9.84パーセントに抑制して水道料金を改定しようとするものであります。

次に、1枚飛ばしていただいて3ページ「6-1料金表の作成方針について」を御覧ください。

全体の方針としては、1つとして、安定的な収益を確保するための基本料金の比率を高めていくこと。2つとして、大口径の使用水量の減少が予想されることから、小口径の水量料金にも広く薄く負担を求めていくこと。3つとして、現在の市域ごとの体系を活かしつつ、極端な料金の上昇が起こらないように工夫することといたしました。

それぞれの市域の方針でございますが、君津市域については、まず基本料金の比率を高めていくこと。次に富津市域でございますが、口径13mm・20mmと口径25mmで2つの水量料金表を現在使用していることから、先の料金統一を見据え口径13mm・20mmの水量料金表を基に一本化を図ること。また、基本料金・水量料金ともに、平均改定率を乗じた改定率を基本とした上で、必要な調整を図っていくこと。次に袖ヶ浦市域でございますが、安定的な収益を確保するため、口径13mmの基本料金については高めの調整を図ること。また、比較的低めに抑えられていた水量料金について、こちらも料金統一を見据え、必要な調整を図ること。こうした条件の下で料金表の作成を行ったところでございます。

次に、3ページの右下のところから5ページの左側までには「基本料金と水量料金の改定案」がございます。御覧ください。

料金表の作成方針に基づき作成した、市域ごとの料金表改定案でございます。4ページの左側に君津市域、4ページ右側に富津市域、5ページ左側に袖ヶ浦市域、それぞれの市域ごとの改定案の考え方により、基本料金表、水量料金表を改定しようとするものであります。

続きまして、6ページを御覧ください。左側に水道審議会の答申内容を載せております。御覧ください。

今回の水道料金の改定の検討にあたりまして、8月に水道審議会を開催し、それに対して諮問を行い、同月答申をいただいたところであります。答申の内容はここに記載のとおりでございます。今回、この答申を踏まえて料金改定の内容に反映させていただきます。

最後に、6ページ右側の「会議の検討経過と今後のスケジュール」を御覧ください。

今後、11月下旬から12月にかけて住民説明会の開催を予定しております。年明けには、かずさ水道広報紙特集号の発行や各市広報紙への掲載も予定しているところであります。

私からの説明は以上になります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございます。補足説明が終わりました。これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

**議員(根本駿輔君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 根本議員。

**議員(根本駿輔君)** 本件は、要するに料金改定という議案でございます。水道企業団という事業の特性上ですね、なかなかこの収入という面においては、有効率に問題はありますけど、なかなか企業団自ら収入をあげるとするのは困難であり、支出の方で、どう削っていくか、効率化していくかという点がポイントであろうかと思えます。支出の部分を削るといところで、今既に表示されているところが、ダウンサイジングであるとか、設備の統廃合であるとか、あいつた点はすでに示されているわけでございますけれども、技術面の効率化であるとか、また組織面の効率化・最適化というところをですね、どのようにやっているかというのを伺っていきたく思います。

その技術面、私も個人的に先日水道の技術に関する展示会も行かせていただいてですね、こ

の水道議会でも提案させていただいたことのある衛星によってその漏水の箇所を、漏水の可能性の高い箇所を判断する技術であるとか、あとはAIによって管の老朽化の度合い、水道管ですと埋設してますので、単純に年数通りに老朽化しているとは限らないということで、その辺りを判断していくようなものであるとか、あとは本企業団の事業区域内にも既に導入されている小水力の発電であるとか、またそれを組み合わせた色んなものがあると思いますけど、企業団として最大限かつ不断の努力を継続をしていってこそ、こうした料金改定というものが市民に、各市民に、住民に納得ができるものになるかと思えます。

先ほど御説明いただいた、地方公営企業法第21条第1項においても、あくまでも能率的な経営の下における適正な価格を基礎とするということでもあります。今お話ししたようにその技術面においてもですね、常に最新かつ効率化に資するような技術、もちろん各技術ですね、信頼性であるとか、コストの問題であるとか、果たして企業団の事業に適しているのかといった問題あるので、必ずしも成果が出るとは限りませんが、少なくともそういった技術を検討する努力はしなければいけないと思っております。ですので、そうした検討というのはされているのかというのが1点。

そして組織面、あくまで統合のメリットの1つといたしまして、人間的な部分で技術承継ができるようになる部分もちろんですけども、広域化によって人員の効率化、削減、最適化ということもできるという想定も当初からあったものと見られます。この辺りの経営の最適化、経営努力という点について、取組を伺います。

**議長(斉藤高根君)** 事務局の答弁を求めます。

**技師長(片岡博幸君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 片岡技師長。

**技師長(片岡博幸君)** 私の方から、経営努力の技術面の相対的なことに回答させていただきます。統合広域化基本計画における、施設統廃合事業の1つであります、上烏田配水池整備事業において、交付金を有効活用できる令和10年度完成のため、設計施工一括発注であるデザインビルド方式を採用し、実施してまいります。他の浄水場やポンプ場などの施設においては、適切な保守、点検及び修繕等の維持管理を実施することで、施設の健全性を保持し、可能な限り、長寿命化を今後も図ってまいります。また、配水管の更新については、工事の大型化、配水量に見合った管口径へのダウンサイジングを、今後も引き続き検討してまいります。

以上です。

**総務課長(鈴木光教君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木総務課長。

**総務課長(鈴木光教君)** 私からは、職員の定数につきまして、御答弁させていただきます。経営努力の中の職員の削減というところになるのかなと思われそうですが、当企業団ですけれども、平成31年4月に設立しておりますけれども、当時の職員数と申しますのは、156名でございまして、統合前の4市及び君津広域水道企業団の職員数は合計で168名でございましたので、統合にあたりまして、12名の職員の削減を行っているところでございます。

当企業団設立の一番のメリットと申しますのは、先ほど収入面のお話ございましたけれども、水道事業の統合広域化を行うことによりまして、国からいただくことのできる統合交付金を有効活用いたしまして、各市単独ではできない多くの老朽管の更新、施設の統廃合を行うことにあります。統合交付金の交付期間でございますけれども、こちらは統合後10年間ですので、その間は、各市単独で行っていた時よりもできるだけ多くの工事、事業を行わなければなりません、そのためにはどうしてもマンパワー、職員数の確保が必要になってまいります。

また、当企業団ですけれども、令和10年度までは、各市別々の水道料金を採用して、各市

ごとのセグメント会計を実施して、それぞれの会計で予算・決算を行うといった状況でございまして、非常に事務作業が煩雑となっております。事務事業の効率化を行うために毎年、組織改正や現在システムの統合を進めているところではございますが、統合交付金の対象期間、こちらが令和10年度まででございまして、また、4市の水道料金統一の目標は令和11年度からで、セグメント会計の終了、それはその前年度の令和10年度を目指しておりますので、現時点で当企業団職員数は156名でございますけれども、当面の間は、職員数は160名体制で水道事業を行っていく旨を、以前からの会議でお話しさせていただいているところでございますので、そのように進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

**工務課長(中村忠男君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 中村工務課長。

**工務課長(中村忠男君)** 私からは、管路整備につきまして、先進的なケースの検討について、お答えさせていただきます。先進的な技術を用いた事例で申しますと、富津市の笹毛地区、これは令和2年の年末に漏水事故を起こした現場でございますが、その復旧に管更正工法という、既設の管の内側にビニール製の幕を付けるという非開削の工法を用い、管を更新することなく、長寿命化を図りました。こちらにつきましては、現場条件などを勘案し、JRの軌道下というようなことも勘案して採用したものでございます。

私からは以上でございます。

**議員(根本駿輔君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 根本議員。

**議員(根本駿輔君)** 各経営努力の状況について理解いたしました。先ほどの説明でもですね、あくまでも料金改定は避けられない状況の中において、この提案がされていると説明がありました。それをですね、住民、各水道利用者に納得していただくためには、やはりこうした最大限かつ不断の経営努力が必要になってくるかと思っておりますので、今後とも期待いたします。

**議長(斉藤高根君)** 他に質疑はありますか。

**議員(近藤忍君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 近藤議員。

**議員(近藤忍君)** 単年度でかなり財政が厳しいこともわかっておりますし、料金値上げを抑制するために3市から一般会計の営業助成補助金を出していただいていることなども大変高く評価するところでありますが、今回料金改定ということもありまして、何点かちょっと確認させていただきます。

まず1点目が、この料金改定にあたりまして行われました水道審議会、これは第3回の議事録を見させていただこうと思ったところ、第3回は実は書面会議という形で、一堂に会さずに行って答申が出ているような形ですが、これを書面会議にされた理由を御説明いただければと思います。

**議長(斉藤高根君)** 事務局の答弁をお願いいたします。

**企画財政課長(佐野礼征君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 佐野企画財政課長。

**企画財政課長(佐野礼征君)** 3回目の水道審議会を書面開催とさせていただいた理由でございますが、水道審議会におきまして、第1回において水道料金改定につきまして、ビジョンも含めて御説明させていただきまして、質問を受けさせていただいたところでございます。

引き続き2回目につきまして、その残った質問並びに御意見をお伺いさせていただいたところでございますが、審議会の委員会からも特段の異論もなくですね、2回目で概ねの結論

を得たところ、答申案も含めて結論を得たところでございますので、審議会長とも相談の上ですね、各審議会委員とも相談の上ですね、書面開催という形でさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**議員(近藤忍君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 近藤議員。

**議員(近藤忍君)** つまり、審議会の委員からは今回の料金改定について、第2回までではぼ了承をいただいているという旨で理解すればよろしいですか。

**企画財政課長(佐野礼征君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 佐野企画財政課長。

**企画財政課長(佐野礼征君)** 議員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

**議員(近藤忍君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 近藤議員。

**議員(近藤忍君)** 審議会については理解いたしました。

2点目ですが、今回水道料金の改定を行うにあたりまして、富津市で150mmを別に定めるとしておりますよね、前回と変わらず。150mmの確かに契約がないことは、実際150mmの契約がないから別にされないでもいいんですが、料金改定にあたって、せっかくだからこの料金表を入れても良かったんじゃないかなと思うのですが、これを前回と同じように別に定めるといふ、し続けたあたりは何かあるのでしょうか。

**議長(斉藤高根君)** 事務局の答弁を求めます。

**企画財政課長(佐野礼征君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 佐野企画財政課長。

**企画財政課長(佐野礼征君)** 御答弁いたします。今回につきましては、旧水道料金表、基本料金表を基にですね、改定率を基に積算させていただいたものでございますので、現行で別に定めるとなっておったこと、併せて、現在利用者がいないということもございましたので、今回も検討からは一応除かせていただいたところでございます。

以上でございます。

**議員(近藤忍君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 近藤議員。

**議員(近藤忍君)** 特に基本料金というのが、前から言っているように各市において料金改定、かなり大きく変わっているところで、木更津ですと口径が上がってもほとんどそれに比例するように上がっていない。一方、君津市域ではかなり高くなっておりまして、150mmですと7.4倍という大きな差が開いています。その開いている状況ですから君津市域においては、125mm、150mmについては今回改定は行わず、当初の料金のままとしているんですが、その下の75mmとか100mmとかいうところが上がっていますよね。将来的には多分この料金についてはこれほど上がってこないではないかなと思うのですが、125mmと150mmを見送りながら75mmと100mmあたりを上げたというところの背景を御説明いただければと思います。

**議長(斉藤高根君)** 事務局の答弁を求めます。

**企画財政課長(佐野礼征君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 佐野企画財政課長。

**企画財政課長(佐野礼征君)** 現行料金表につきましては、各市で今お話しがありましたとおり、

格差がかなりございます。その中で今回料金改定におきましては、改定する3市域の水道料金の改定率も、9.84パーセントから16パーセント上がるところでございます。今回、統一料金を見据えた形で大幅な見直しを行った場合、基本料金、水道料金に各市域の差が縮小はするものの、それぞれの市域の中の利用者の間では、増減の幅が大きくなることが想定されるところでございます。そのため、今回木更津市域を除く3市の料金改定となったことから、木更津市を除く形で料金統一を見据えて改定を行った場合、5年後に予定している統一料金とした時、木更津市域の低水量利用者の改定率が高くなることが想定されるところでございます。このためですね、作成方針で掲げましたとおり、現行料金改定を大きく変更せず、改定を行うこととさせていただいたところでございます。

以上でございます。

**議員(近藤忍君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 近藤議員。

**議員(近藤忍君)** 現行体制をある程度維持してということで、次が5年後が木更津市も含めてかなり激変が生じるところで、もう少し激変緩和措置を考慮していただいた方が良かったかなと思います。これは意見でございます。

最後1点ですが、富津市の321㎡から先の水道料金が610.5円ということで、600円を超えてくるような今回料金設定になっております。これは、大口利用者にとりましては、木更津でもう一部なっているのですが、水道を使うよりも井戸を使ったほうがずっとメリットが高くなってくるような事態になるような高額料金になってきておりますが、この井戸利用の抑制とかってというのは別途他に考えられているのか、そうでないと大口需要者がわずさ水道の水を使わない方向に進んで行ってしまうのではということ、私危惧しているのですが、それについていかがでしょうか。

**企画財政課長(佐野礼征君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 佐野企画財政課長。

**企画財政課長(佐野礼征君)** 御答弁いたします。今議員おっしゃるとおりですね、水道料金が高額になった場合に、他の水道、井戸を含めた他の水道に移行される方が増えてくることが想定されているところでございます。今回の料金改定につきましては、先ほどお話ししましたとおり、現行の料金をあまり影響させないようにですね、大きく変更せずに改定を行うことから、一律、大目に一律にですね、率を掛けさせていただいたところでございます。11年度に改めて今後、統一料金になったときにはですね、そのあたりも踏まえて検討させていただきたいと考えておるところでございます。

**議員(近藤忍君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 近藤議員。

**議員(近藤忍君)** 5年間の間に井戸等を設置する業者が、どんどんこの料金を基に営業を始めてしまっていて設置されてしまうと元も子もないもので、料金体制は今回各市が認めて水道審議会もこの料金でいいと言っている以上、特段の反対は行いませんが、一方でそういう事態にならないように関連する条例の整備なり、何らかの対応っていうのを早急に考えていただいて、井戸の方にシフトしていかないような対策を企業団としてしっかり行っていただくようよろしくお願いいたします。

**議長(斉藤高根君)** 答弁求めますか。

**議員(近藤忍君)** はい。

**議長(斉藤高根君)** 答弁できますか。

**事務局長(鈴木茂之君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木事務局長。

**事務局長(鈴木茂之君)** 今議員が御指摘いただいたような形の井戸水への転換っていうのは全国的に起こっている問題であります。状況をきちんと把握しながらですね、適正な対策というのは必要だと思いますので、そのあたりをですね、5年後の料金改定というような話は当然あるんですけど、ウォッチしながら有効な対策は何だということを検討させていただければと思っています。

**議長(斉藤高根君)** よろしいですか。

**議員(近藤忍君)** はい。

**議長(斉藤高根君)** 他に質疑はありますか。

**議員(石上壘君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 石上議員。

**議員(石上壘君)** すみません、通告してないんですけど、根本議員から近藤議員からも色々指摘ありましたとおりですね、経営の努力というのをしていかなければならない、市民負担をお願いする以上ですね、これを続けていかなければならない、そういった意識を持って、仕事に取り組んでいただきたいと思います。歳入を増やすのはなかなか今後難しいというところを私も感じておりますが、統合交付金10年でございますが、統合広域化してからですね、事態も凄く激変しております、交付金10年と決まっておりますが、歳入を少しでも増やすという意味では、11年でも12年でも、1年でも2年でも長く交付していただくようお願いをしていくというのは私はありかなとは思いますが、そういったのは今までは無かったので、なかなか難しいのかなと思うのですが、そういったことはやっていくべきかなとは思いますが、ちょっと意見としてですね、お願いしたいなと思います。

**議長(斉藤高根君)** 答弁求めましたか。

**議員(石上壘君)** 大丈夫です。

**議長(斉藤高根君)** 要望でよろしいですか。

**議員(石上壘君)** はい。

**議長(斉藤高根君)** では、要望だそうでございます。他に質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** 質疑終局と認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより議案第3号について、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長(斉藤高根君)** 続いて、議案第4号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

**事務局長(鈴木茂之君)** はい、議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木事務局長。

**事務局長(鈴木茂之君)** それでは議案第4号「かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、御説明をさせていただきます。

資料インデックス「議案第4号」の15ページを御覧ください。

本件は、令和4年度決算における未処分利益剰余金を処分するにあたり、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

16ページをお開きください。

表の1は水道事業の部、2は水道用水供給事業の部の処分計算書でございます。まず水道事業の部から御説明させていただきます。

水道事業では、表の右の列「未処分利益剰余金」の当年度末残高は1億8,176万2,182円でございますが、このうち7億7,294万1,957円を、議会の議決を経て処分しようとするものであります。その内訳は、3行目、減債積立金へ4億8,979万9,613円、4行目、資本金への組入として2億8,314万2,344円でございます。

次の17ページをお開きください。各セグメントの状況を記載させていただいております。市域別の未処分利益の状況となっております。

次の18ページを御覧ください。積立金の処分案でございます。利益処分については、当面の間は各市域セグメントの状況を勘案して行うこととされており、木更津市域、袖ヶ浦市域については企業債償還金の財源確保をすることということで、減債積立金とするところがございます。なお、君津市域、富津市域につきましては、純利益等の状況を勘案し、未処分のまま繰越をしようとするものであります。その結果といたしまして、合わせて2億8,314万2,344円を資本金に組入れるものであります。

水道用水供給事業につきましては、今回、未処分利益剰余金の処分はございません。令和3年度からの繰越分の2億円と、令和4年度の純利益1億9,120万5,863円を合わせた3億9,120万5,863円を繰り越すこととなりますが、これは、令和5年度予算が赤字予算となっていることを勘案し、未処分のまま繰り越そうとするものであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

**議長(斉藤高根君)** 補足説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** 質疑がないものとして打ち切ります。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより議案第4号について、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

**議長(斉藤高根君)** 続いて、議案第5号を議題といたします。事務局長より補足説明を求めます。

**事務局長(鈴木茂之君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木事務局長。

**事務局長(鈴木茂之君)** はい。それでは議案第5号「令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について」、御説明申し上げます。本議案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付して、決算を議会の認定に付すものでございます。

別冊A3横のインデックス「決算の概要」を御覧ください。1ページをお開きください。

事業開始から4年度目になる昨年度も、水道事業では施設統廃合事業や、工事延長35.7キロメートルにわたる管路更新事業、非常用自家発電設備整備事業などに取り組みました。

水道用水供給事業では、施設の長寿命化を図るため、第2中継ポンプ場の機械設備及び電気計装設備更新工事や大寺浄水場排水処理棟耐震補強他付帯工事などに取り組んだところであります。

続きまして、2ページを御覧ください。こちらは、決算報告書でございます。予算額に対しての決算額を示したものでございます。内容は右側の説明欄に記載してございます。

まず水道事業でございます。1「収益的収入及び支出」の収入、第1款水道事業収益でございますが、決算額で108億767万6,418円となっております。執行率は100%を超えております。次に支出でございます。第1款水道事業費用は、決算額で98億6,842万6,438円、営業費用の翌年度繰越が1,485万円発生いたしましたので、不用額は2億8,564万562円であり、執行率は97.0%でございます。収益的収支の差引額は、表の下に記載のとおり9億3,924万9,980円、税引き後の当年度純利益は6億2,416万2,073円となっております。

続きまして、3ページをお開きください。「資本的収入及び支出」の収入でございます。第1款資本的収入の決算額は39億8,244万3,530円で、執行率は78.5%となっております。次に支出でございます。第1款資本的支出は、決算額66億1,967万3,939円でございますが、建設改良費の翌年度繰越が3億9,716万1,600円発生いたしました。不用額は10億5,305万2,533円であり、執行率は87.0%となっております。なお、資本的支出額に対して、資本的収入額が26億円ほど不足しておりますが、表の下に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

続きまして、4ページをお開きください。水道用水供給事業です。「収益的収入および支出」の収入でございます。第1款水道事業収益は、決算額66億9,719万9,661円で執行率は99.7%となっております。次に支出でございます。第1款水道事業費用、決算額は63億4,725万5,491円ですが、営業費用の翌年度繰越額が1,861万2,000円で、不用額は2億6,891万2,509円となりました。執行率は95.9%でございます。以上、収支差引額は、表の下に記載のとおり3億4,994万4,170円、税引き後の当年度純利益は1億9,120万5,863円となりました。

続きまして、5ページをお開きください。「資本的収入及び支出」の収入でございます。第1款資本的収入では、決算額は3億9,349万5,519円で、執行率は87.8%となっております。次に支出でございます。第1款資本的支出で、決算額は26億8,056万748円で、第2款翌年度繰越が3億8,105万1,700円発生いたしましたので、不用額は2億4,218万552円となり、執行率は92.7%でございます。

なお、資本的支出額に対して、資本的収入額が23億円ほど不足しておりますが、表の下に記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補てんしたところであります。

何枚かめくっていただきまして、8ページを御覧ください。各市域ごとの前年度決算との比較について御説明をさせていただきます。まず左の上、木更津市域でございます。水道事業収益は9,500万円余り増加しております。これは主に、加入金が増加したことによるものでございます。水道事業費用は5,600万円余り減少いたしました。これは主に、減価償却費は増加いたしました。資産減耗費が減少したことによるものでございます。純利益は前年度比で1億5,300万円余り増加し、4億4,180万円余りとなりました。

次に、君津市域でございます。水道事業収益は2,900万円余りの減少となっております。これは主に、工事の除却による長期前受金戻入が増加したものでございましたが、給水収

益、消費税、加入負担金が減少したことによるものでございます。一方、水道事業費用は1,800万円余り減少しました。これは主に、原水及び浄水費、減価償却費が増加したものの、配水費、資産減耗費、その他特別損失が減少したことによるものでございます。その結果、純利益は前年度比で400万円ほど増加し、1億3,700万円余りとなりました。

続きまして、右上、富津市域でございます。水道事業収益は6,400万円余り減少いたしました。これは給水収益、消費税還付金が減少したことによるものでございます。水道事業費用は800万円余り減少しております。これは主に、減価償却費が増額したものの、原水及び浄水費、配水費、給水費、企業債利息、特別損失等が減少したことによるものでございます。純損益は前年度比で1,800万円余り減少し、300万円余りの損失となっております。

最後に袖ヶ浦市域でございます。水道事業収益は1億2,000万円余り減少しました。これは加入金、他会計補助金が減少したことによるものでございます。一方、水道事業費用は3,400万円余り減少しております。これは主に、原水及び浄水費、配水費などは増加しましたが、給水費、総係費、消費税などの減少によるものでございます。その結果、純利益は前年度比で約1億円余り減少し、4,800万円余りとなっております。

最後に、インデックス「決算意見書」の1ページを御覧ください。監査委員による決算審査意見書であります。第4の審査の結果におきまして、「決算報告書及び決算付属書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成されており、係数は正確に処理され、経営成績及び財務状況を適正に表示しているものと認められ、また、事業の運営は経営の基本原則に則って運営されており、予算の執行についても、おおむね所期の目的に沿って行われているものと認められた。」との審査意見をいただいたところでございます。

説明は以上でございます。

**議長(斉藤高根君)** 補足説明が終わりました。これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

**議員(石上壘君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 石上議員。

**議員(石上壘君)** それではですね、決算のところで令和4年度の漏水件数について、まず伺いたいと思います。

**施設管理課長(鈴木良彦君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木施設管理課長。

**施設管理課長(鈴木良彦君)** 令和4年度の漏水件数についてですが、配水管が268件、給水管が856件で、それらを合計しますと、1,124件となります。令和3年度1,339件と比べますと配水管で104件、給水管で111件減少し、合計で215件の減少となりました。

以上でございます。

**議員(石上壘君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 石上議員。

**議員(石上壘君)** それでは4市のセグメントでの件数ですが、どうなっているかお伺いします。

**施設管理課長(鈴木良彦君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木施設管理課長。

**施設管理課長(鈴木良彦君)** 木更津市域につきましては、配水管114件、給水管450件で合計564件となり、令和3年度と比べますと配水管でプラス2件、給水管でプラス22件の合計24件の増となっております。

君津市域につきましては、配水管99件、給水管166件、合計で265件となり、令和3年度と比較しますと配水管でマイナス79件、給水管でマイナス20件で合計99件の減となっております。

富津市域につきましては、配水管46件、給水管174件で合計で220件となり、令和3年度と比較しますと配水管でマイナス28件、給水管でマイナス126件の合計154件の減となっております。

袖ヶ浦市域につきましては、配水管9件、給水管が66件で合計75件となり令和3年度と比較しますと配水管でプラス1件、給水管でプラス13件の合計14件の増となっております。

また、令和5年度上半期分ではございますが、漏水件数につきましては、配水管が197件、給水管が322件で令和4年度と比べますと、おおむね同程度の発生傾向となっております。

以上でございます。

**議員(石上壘君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 石上議員。

**議員(石上壘君)** 今、件数聞いてですね、前年度と比べて全体的には減少したというところですが、件数そのものもそうなんですけど、漏水の規模によってですね、地中に染み込む水の量というのは、かなり影響が出ているのかなと思っておりますんで、件数だけではなくてですね、水量に大きく影響するような管路を重点的にですね、探し出して漏水等による無効な水量についても減らせるように方策を講じていただければと思っております。よろしく願いいたします。

続いてですね、有効率ですね。こちらの方は、当初の見込みどおりだったか、また、今後の目標等ございましたらお願いいたします。

**施設管理課長(鈴木良彦君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木施設管理課長。

**施設管理課長(鈴木良彦君)** 当企業団では、重要路線や漏水多発区域を対象に老朽管の更新工事を進めておりますが、これらの管路は、既に老朽化により漏水が発生しているため、有効率がすぐに向上しにくい現状にあります。統合後の有効率は、令和元年度の86.5パーセントから、途中上がり下がりはあるものの、令和4年度で86.2パーセントと低下し、目標有効率、89.5パーセントに対して3.3ポイント下回っております。更新の効果が表れるには、更に数年はかかるものと考えております。当面は、漏水多発箇所などを先行して管路更新を進めながら、一方で、漏水調査の拡充を図り、管路更新計画へ反映できるよう努めるものであります。今年度は、漏水音を探査する従来の技術による調査のほか、新技術である衛星画像を解析する技術を用いた漏水調査を導入し、広範囲にわたる管路について、短期間で効率良く現状把握ができるよう実施するものであります。今後も管路更新事業を進めつつ、適宜漏水修繕を行い、君津地域水道事業統合広域化基本計画に掲げる令和30年度の目標の有効率95パーセントを目指してまいります。

以上でございます。

**議員(石上壘君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 石上議員。

**議員(石上壘君)** 先ほどの漏水の件ですね、とにかく無くしてくれということで、漏水箇所を減らすことは重要だと考えております。先ほどのお話の中で新しい技術というところもありました。漏水調査は、今年度より導入しているということでございますので、職員の技術プラスですね、そういったところを期待しておりますので、よろしく願いいたします。併せてですね、今後も漏水箇所の早期発見と老朽管の積極的な更新を行って、災害に強い水道の構築に努めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

統合広域化というところがあったのですが、老朽管を更新していただいているんですけど、こちらの解消が令和30年度となっておりますが、新たに老朽管というのは、この30年以降ですね、出ないという認識でよろしいのかお伺いいたします。

**計画課長(正畑克敏君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 正畑計画課長。

**計画課長(正畑克敏君)** まずは、かずさ水道広域連合企業団での老朽管の定義について説明をさせていただきます。統廃合基本計画での老朽管の定義ですが、石綿セメント管、普通铸铁管、TS継手を有する塩化ビニル管の3種類を老朽管として定義しております。

基本計画では、これらの更新を令和30年度までとして、優先的に更新を行っております。よってこれらの3種の管が耐震性を有する管に更新されることになり、新たに老朽管という定義に含まれる管は無くなるということとしております。しかし、その後はかずさ水道で定義した老朽管以外でも法定40年を超える耐震性の無いダクタイトイル铸铁管などは発生します。更新は続くということになります。

以上になります。

**議員(石上壘君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 石上議員。

**議員(石上壘君)** 今お話しのあった、耐用年数40年を超える耐震性のないダクタイトイル管ですか、こちらの方ですね、今は令和5年ですので、25年後とした場合ですね、そのダクタイトイル管というのは、どれくらい布設されているのかお伺いいたします。

**計画課長(正畑克敏君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 正畑計画課長。

**計画課長(正畑克敏君)** 25年後に40年を超えるダクタイトイル管の延長につきましては、約850キロ程度ございます。先ほども申し上げましたが、令和30年度までに優先して脆弱な石綿セメント管、普通铸铁管、TS継手を有する塩化ビニル管の更新を行い、ダクタイトイル管につきましても、状況を見ながら順次更新を行っていくというふうに考えております。

**議員(石上壘君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 石上議員。

**議員(石上壘君)** 昨今ですね、災害が大規模化してきておりますので、災害の発生ですね、これとりわけ大規模地震ですか、こちらの発生がないことを願いつつですね、できるだけ早くですね強靱な管路布設に取り組んでいただきたいと思いますと思っております。そしてですね、またそれが市民の不便が無くなることに繋がりますので、そういった対処ですね、今も老朽管更新がなかなか現状ではパーセンテージ的には低い状況ですけど、そういったところを積極的に進めていただければなと思っております。

あとですね、今年度もやっているのですが、施設統廃合に向けた改新等の工事をやっているのですが、こういった後の遊休資産ですか、今後出てくる久保浄水場などの取扱いとか、こういったところのどういうふうにしていくっていう見解をお伺いしたいと思っております。

**計画課長(正畑克敏君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 正畑計画課長。

**計画課長(正畑克敏君)** 現在の久保浄水場は、浄配水施設のほかに緊急工事対応などを行っている株式会社君津水道サービスセンターが営業所として使用しており、企業団としても緊急工事、また災害時に使用する給水タンクなどを置く備蓄倉庫として利用しております。統廃合後ですが、一部借りている土地にある建物に関しましては、取り壊して返還するなど検討を進めることになることとは考えます。

現在、久保浄水場の一部の土地は、国のものとなっております。また施設統合後に不要になる井戸などは非常用井戸としての活用の仕方もあることから関係各所などと利用方法を検討するなど一案として考えております。

久保は街中で立地が良いことから、引き続き緊急資機材の置場などの利用としても考えております。これから発生する遊休資産につきましては、まだ検討の時間をいただき、返却や再活用について考えてまいりたいと思います。

以上になります。

**議員(石上壘君) 議長。**

**議長(斉藤高根君) 石上議員。**

**議員(石上壘君)** 今後ですね、統合が進むにつれて、遊休資産というのは増えてくるというのが想定されています。不要になった施設等ですね、先ほどもありました返却もそうですし、貸付けであったりとか、売却等も、検討等も必要ではないかと思っております。活用できるものは有効的に効率的に活用していただければと思います。その方法についてもですね、個別施設ごとにしっかり検討していただいて、計画的な有効的な方策を講じていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

あと、最後にですね、先ほど根本議員からありました、再生可能エネルギーとして、マイクロ水力発電等を導入しているんですけど、今後の見込み及びですね、検討状況等をお伺いできればと思います。

**計画課長(正畑克敏君) 議長。**

**議長(斉藤高根君) 正畑計画課長。**

**計画課長(正畑克敏君)** 今年度末に、民間事業者主体により君津市大鷲新田にある第4接合井に水力発電施設を設置する予定になっております。今回設置する施設は発電開始から20年間民間活力を利用し発電をするものです。企業団といたしましては、未利用エネルギーの使用料などを収入として得ることになっております。今後の見込みでございますが、水力発電の可能な場所としては、位置エネルギーを開放する接合井や減圧水槽があり、その未利用エネルギーの活用を考えております。耐震化など、建替えの場面で設置が可能かどうかを検討していきたいというふうに考えております。

以上になります。

**議員(石上壘君) 議長。**

**議長(斉藤高根君) 石上議員。**

**議員(石上壘君)** 今後の使用料としての収入について、どの程度見込んでいるかというところをお伺いしたいと思います。

**計画課長(正畑克敏君) 議長。**

**議長(斉藤高根君) 正畑計画課長。**

**計画課長(正畑克敏君)** 今後の状況により変動等があると思っておりますが、おおむね年間30万円程度の使用料が入ってくるという予定になっております。

以上でございます。

**議員(石上壘君) 議長。**

**議長(斉藤高根君) 石上議員。**

**議員(石上壘君)** 決算にも影響する電気料金というところがありますので、こういったところが今、顕著に値上がりしていますので、少しでも未利用エネルギーの活用をですね、積極的に取り入れていただければと思いますので、検討をお願いし、以上で終わります。

**議員(佐久間勇君) 議長。**

**議長(斉藤高根君)** 佐久間議員。

**議員(佐久間勇君)** 1点お伺いします。検針業務とかいろいろ電算業務も外部委託していると思うのですが、今後の方向性を含めてですが、検針するにあたって広域でおおむね人件費がかかってしまうのではないかと思うのですが、そのマイコンメーターというメーターがありまして、そのマイコンメーターで、例えば検針業務を代行することができれば、さらにそのマイコンメーターの使用によって家族の安否確認ができるというようなことも考えられると思いますので、その方向性、そのマイコンメーターを導入していく場所、全てってわけにはいかないと思うのですが、検針業務をマイコン的なものに変えていく形がとれるか、また導入することができるかをちょっと聞きたいんですが。

**業務課長(花澤吉敬)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 花澤業務課長。

**業務課長(花澤吉敬君)** ただ今ご質問いただきましたメーターにつきまして、いわゆるマイコンメーター、スマートメーターとかっていう形で、例えば身近な例でいきますと、東京都内が全戸スマートメータ化を目指すというような話もございまして、今後検針員さんの確保の問題等も含めてですね、そういった研究をしているところではあります。技術的に一般例で言いますと、電気メーターがスマート化されたのが非常にスムーズに移行した例であります。水道メーターに関しましては、どうしても地中に埋まっていたりとかそういった問題があって、今技術的な問題をクリアしているところでもありますので、今後またそういった動向を見ながらですね、研究していきたいと考えております。

以上です。

**議長(斉藤高根君)** 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** 質疑終局と認めます。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより議案第5号について、採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

**議長(斉藤高根君)** 続いて報告に移ります。報告第1号について、事務局から報告をお願いをいたします。

**事務局長(鈴木茂之君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木事務局長。

**事務局長(鈴木茂之君)** それでは、「令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について」、御説明させていただきます。

資料インデックス、「報告第1号」21ページをお開きください。

これは、地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定により、令和4年度予算の一部を令和5年度に繰り越したもので、同条第3項の規定によりその旨を議会に報告しようとするものでございます。

繰越の内容でございますが、開いていただきまして、22ページ、23ページを御覧ください。

い。

水道事業の部でございます。まず、この資本的支出のうちの建設改良費で、計算書の中ほど、翌年度繰越額の欄の一番下の行に記載されております3億9,716万1,600円、これと合せまして24ページ、こちらも水道事業の部でございますが、水道事業費用のうち営業費用で、これも計算書の中ほど、翌年度繰越額の欄の一番下に記載されている1,485万円の合計で4億1,201万1,600円を繰り越したものでございます。

続きまして、資料の25ページを御覧ください。

水道用水供給事業の部でございます。資本的支出のうち建設改良費で、計算書の中ほど、翌年度繰越額の欄の一番下の行に記載する3億8,105万1,700円と、開いていただいて、26ページを御覧ください。

こちらも用水供給事業のうち、水道事業費用の営業費用で、計算書の中ほど、翌年度繰越額の欄の一番下の行に記載する1,861万2,000円の合計で3億9,966万3,700円を繰り越したものでございます。繰越対象工事につきましては、説明欄に記載してあるとおりでございますが、他団体が施工する工事の影響であるとか、機械の入手に遅延が生じたことにより、建設改良繰越となった事業が、水道事業で12件、水道用水供給事業で3件の合計15件、追加作業が必要になったり、新型コロナウイルス感染症の影響により機器の入手に遅延が生じたことにより、事故繰越となった事業が、水道事業で1件、水道用水供給事業で1件の合計2件で、トータルで合計の17件になっております。

説明は以上でございます。

**議長(斉藤高根君)** 報告が終わりました。報告第1号については、ただ今の報告により御了承願います。

**議長(斉藤高根君)** 続いて報告第2号について、事務局から報告をお願いします。

**事務局長(鈴木茂之君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木事務局長。

**事務局長(鈴木茂之君)** それでは、「令和4年度かずさ水道広域連合企業団水道事業決算に基づく資金不足比率について」、御説明いたします。

資料インデックス「報告第2号」の27ページを御覧ください。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和4年度決算に基づき算定いたしました資金不足比率につきまして、監査委員の意見を付して、議会に報告しようとするものであります。

開いていただきまして、29ページを御覧ください。

資金不足比率につきましては、水道事業、用水供給事業、ともに令和4年度決算において資金に不足が生じていないため、算定表に記載のとおり該当はございません。

このページの後ろに監査委員の意見書を添付しております。

3枚めくっていただきまして、34ページを御覧ください。3の「審査の結果」にありますとおり、「資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成しているものと認められる」、このような意見を頂戴しているところでございます。

説明は以上でございます。

**議長(斉藤高根君)** 報告第2号についても、ただ今の報告により御了承を願います。

**議長(斉藤高根君)** ここで暫時休憩といたします。

(5分後、再開)

**議長(斉藤高根君)** 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

先ほど、広域連合企業長から追加議案1件の提出があり、これを受理しましたので報告をいたします。

お諮りいたします。

受理しました議案の上程、審議のため、日程第8を追加したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** 御異議なしと認めます。

よって日程第8に追加することといたしました。

.....

### 追 加 議 案 の 上 程 ・ 審 議

**議長(斉藤高根君)** 日程第8、追加議案の上程を行います。

地方自治法第117条の規定により、高橋明議員の退席を求めます。

(高橋明議員 退席)

**議長(斉藤高根君)** それでは、事務局より本案の提案理由の補足説明を求めます。

**事務局長(鈴木茂之君)** 議長。

**議長(斉藤高根君)** 鈴木事務局長。

**事務局長(鈴木茂之君)** それでは、議案第6号「監査委員の選任について」、御説明させていただきます。本日、富津市選出の佐久間勇議員が監査委員を辞職されたことから、君津市選出の高橋明議員を新たに監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を得ようとするものでございます。

説明は以上でございます。

**議長(斉藤高根君)** 説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑と討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございますか。

(「なし」の声あり)

**議長(斉藤高根君)** 御異議ないものと認めます。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございます。挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり同意されました。高橋明議員の入場を認めます。

(高橋明議員 入場)

**議長(斉藤高根君)** ここで、監査委員に選任されました高橋明議員からごあいさつをいただきたいと思っております。

**議員(高橋明君)** ただ今、監査委員に御指名をいただきました高橋明でございます。先より、監査委員を務めておられる露崎代表監査員とともに、監査の必要性、重要性を深く認識し、微力ではございますが、誠実かつ公正な立場から、監査委員の職務を全うして参りたいと存じ

ておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

**議長(斉藤高根君)** ありがとうございました。

**議長(斉藤高根君)** 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

.....

### 広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

**議長(斉藤高根君)** ここで広域連合企業長から閉会のごあいさつがあります。

**広域連合企業長(渡辺芳邦君)** 閉会に当たりまして、一言、御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

今後とも、議員皆様の御指導とお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

.....

### 閉 会

**議長(斉藤高根君)** これをもちまして、令和5年11月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会をいたします。ありがとうございました。

(令和5年11月7日 午後3時9分)

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和5年11月7日

かずさ水道広域連合企業団議会議長 斉 藤 高 根

同 会議録署名議員 山 口 進

同 会議録署名議員 石 上 墨

